

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う

新たな法律の制定について

【 内閣官房・内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省 】

提案の内容

平成21年度末が失効期限となる現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し、引き続き総合的な対策を推進すること。

特に、地域の実態に合わせた特色ある発展が実現出来るように、引き続き必要な社会基盤整備を進めるとともに、ソフト面での対策の充実強化をすること

【 現状と課題 】

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域である。また、食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、地球温暖化の防止等の多面的な機能を担う国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる地域として、未来の世代に引き継いでいく必要がある。

しかしながら、若年者の流出による人口減少と少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退、医師不足や生活交通問題、耕作放棄地問題などの新たな問題の発生により、地域生活の維持が困難となる地域が拡大しつつあるので、新たな法律を制定し、引き続き、総合的な対策を講じる必要がある。

特に、新たな問題に対応し、それぞれの地域の実態に合わせた特色ある発展を実現するため、引き続き必要な社会基盤整備を進めるための対策のほか、ソフト面での対策の充実強化を必要がある。

【 本県の取組状況・方針 】

平成18年8月、県、関係市町村、県過疎地域対策協議会により「島根県過疎・中山間地域対策研究会」を設置し、過疎地域の現状分析、これまでの過疎対策に対する評価と今後必要な対策等について検討を開始。

平成19年度には、これらの成果の取りまとめを行い、新たな法律制定に向けた提言骨子を作成し、引き続き、国、関係国会議員等に要望活動等を実施。

【 提案要望の効果 】

過疎地域がそれぞれの実態に合わせた特色ある発展を実現し、都市と田舎とがお互いに支え合っていくこと（都市との共生・互恵関係の構築）が、成熟社会にふさわしい真に豊かな国土の形成につながる。



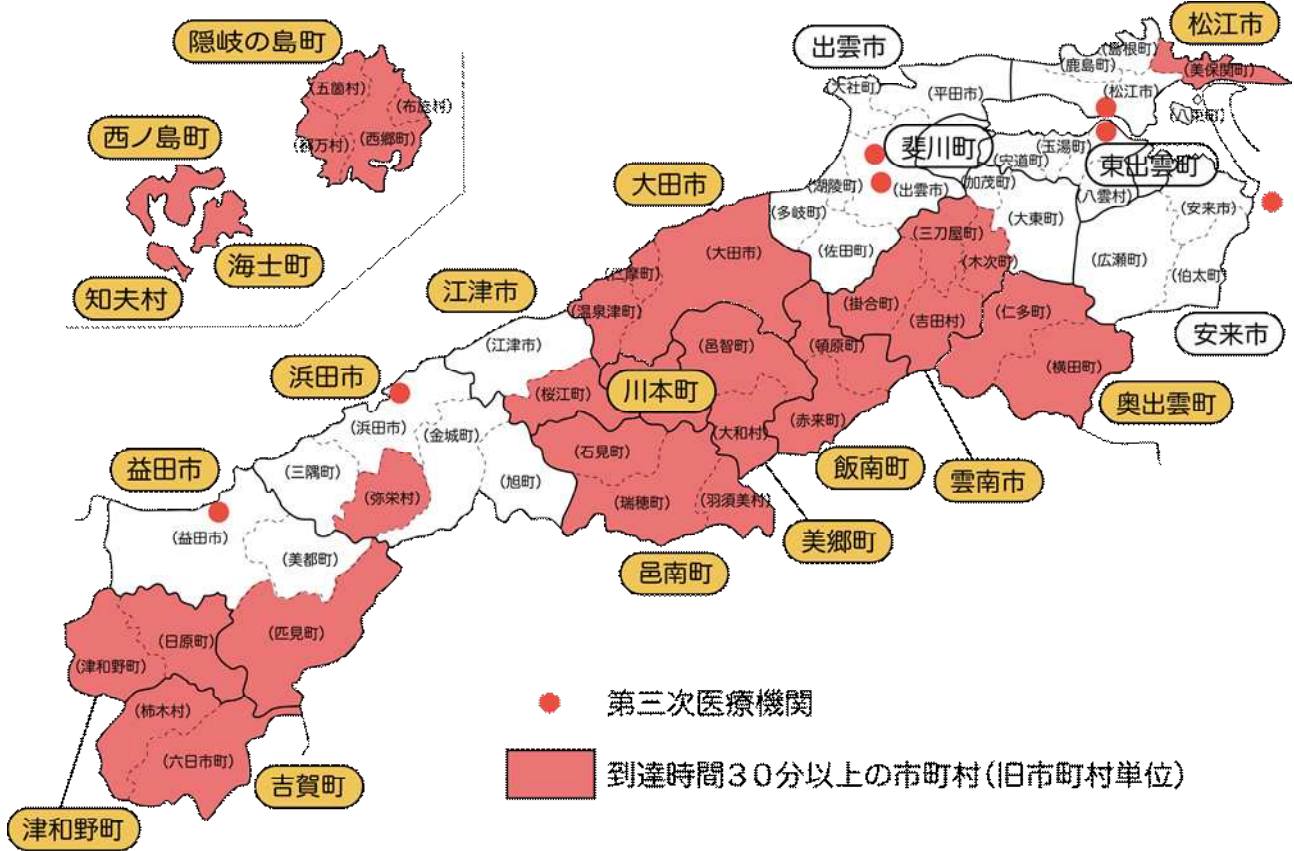
適切に管理された水田



耕作放棄後10年程度の水田

第3次医療機関への30分圏域 [H 1 8 年度末]

19市町村中17市町村が第三次医療機関への30分以内未到達地域を抱えている



汚水処理人口普及率 [H 1 7 年度末]

石見地域を中心に19市町村中14市町村が県平均以下の地域を抱えている

